

第 39 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 25 年 7 月 12 日（金） 16:00～19:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷 浩

（委 員） 竹原 功、椿 広計

（専 門 委 員） 岩村 洋、納口 るり子、橋口 卓也

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

（調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱センサス統計室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：村上室長、廣瀬調査官ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、ただいまから第39回「産業統計部会」を開催いたします。

今回は、農林業センサスの変更等について審議いたします。

最初に、審議時間について御案内いたしますが、委員、専門委員の皆様には、あらかじめ事務局から御連絡を差し上げましたとおり、今回の部会の審議時間については、審議事項が多く残されていることから、当初、2時間と御案内していたのですが、本日に限っては2時間半ということで、6時半までを審議時間とさせていただきますので、よろしく願いいたします。特に、遠方からお越しの方は、大変不便を申し上げて申しわけないのですが、よろしく願いいたします。一部の方からは、御都合の関係から退席されるとの連絡をいただいています。そのほかの方も、お時間の許す限りで御出席いただければと思います。

また、本日の審議に当たりましては、審議する内容の順番について一部を変更させていただきます。審議する内容の順番につきましては、これまで第1回の部会でお配りした資料3-1、いわゆる審査メモというのですが、それに記載されている順に沿って基本的に進めてまいりましたが、本日、この審査メモにおける最後の項目の「7 今後の検討を要する事項」のうち「（3）経済センサスとの関係に関する検討」を少し前倒しに

して、「1 調査事項の追加、変更（調査票に関連する変更）」の審議の後に審議させていただきたいと思います。これは、現在、基本計画部会におきまして、政府の公的統計の整備に関する中期的な計画である「公的統計の整備に関する基本的な計画」、いわゆる基本計画と呼ばれているものですが、その改定のための議論が行われております。これに関連して、一部の委員から、経済センサスは、事業所や企業を対象として全数調査なのですが、この経済センサスと農林業センサスとの関係を整理しておく必要があるのではないかという意見が出されましたので、これに対応するような形でちょっと時間をかけて審議をするという関係から、前倒しで議論させていただければと思っています。

よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、まず、本日の配付資料について、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、お手元の議事次第を御覧いただければと思います。その中で、「4 配付資料」ということで資料1から資料3をお配りしております。

資料1につきましては、前回部会の結果概要でございまして、内容については、既に委員、専門委員の皆様方に御確認いただいておりますので、説明は割愛させていただきますけれども、資料1としてお配りしております。

また、前回部会の審議におきまして委員、専門委員の皆様から出されました意見等に対する農林水産省の回答ということで、資料2としてお配りしております。

それから、前回部会の後に皆様方に御提出をお願いした調査計画の変更内容に関する御意見等、それから、それに関する農林水産省の回答を資料3としてお配りしております。

それから、本日の個別の審議に当たりましては、先ほども部会長からお話があったとおり、第1回目の部会で配布いたしました資料3-1の審査メモ、それから、資料3-2の審査メモで示された論点に対する回答、それから、調査票の新旧対照表ということで資料1-10、主としてこういったものを用いる予定でございます。

もし、不足等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

以上であります。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入らせていただきます。

本日の部会では、まず、前回の部会で出された意見等に対する回答について審議を行って、それに続いて、個別の変更事項について審議を行いたいと思います。

まずは、前回の部会において委員、専門委員の皆様から意見として出されました事項に対する農林水産省の回答について審議をいたします。

本日お配りしております資料2「第36回産業統計部会の審議において整理、報告等が求められた事項に対する回答」を御覧ください。

また、参考となる資料といたしましては、前回の部会で配付したのですが、資

料3-1の「審査メモ」、それから資料3-2の「審査メモで示された論点に対する回答」というものが資料になります。

資料2を御覧いただきますと、論点としては4つございます。まず、1点目と2点目に関して議論していただきますけれども、ここでは、家族経営による農林業経営体において、従来の「経営主」及び「経営の後継者」に加えて、新たに「経営主とともに経営方針の決定に関わっている」を追加しようというものでしたけれども、この「経営方針の決定に関わる」というのが一体何を意味するのかということが必ずしも明確ではなかった。例えば、家族経営協定を締結しているような農家であればその判断は易しいかもしれないけれども、そうでないときには、誰が経営の決定にかかわっているのかという判断がなかなか難しいということでした。

また、すぐ隣の項目である「経営者の後継者」に該当する世帯の記入についても、回答を1人に限定しているというところが、必ずしも1人に限定する必要があるのかというような議論がございましたので、まず、この点につきまして農林水産省から御説明をお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 それでは、資料2に基づきまして御説明させていただきます。

1番目の「経営方針の決定に関わっている」のか否かの判断という部分に関してでございますが、回答の部分をご覧いただければと存じます。

「経営方針決定参画者」とは、経営主以外で、経営上の決定に自分の意見を反映できる者ということで、法人における役員のように、経営サイドに位置づけられる者を想定しているということございまして、2のところ、経営体としての活動目的、所得の向上ですとか農地の維持管理等に即して行われる経営上の決定に、過去1年間に参画した者とするという形で考えております。

具体的には、これまで明確でなかったということで、「経営主とともに、融資や経営品目・出荷先等の決定に参画している方」という言い方をしてまいりましたけれども、まず、注意書きとして、「過去1年間でいずれかの決定に参画した方」という形で、経営主を除きますけれども、生産品目や飼養する畜種の選定・規模、それから出荷先の決定、資金調達、機械・施設等への投資、農地借入の決定、農作業受託の決定、それから雇用の決定・管理、こうしたことのいずれかの決定に参画した方という形で整理をしたいと思っております。

それから、1枚めくっていただきますけれども、2点目の、複数の後継者がいる場合の取り扱いについてでございます。

利活用の状況を省内でも確認させていただきました。経営体として後継者が確保されているか否か、いる場合の後継者の年齢等が主な利活用となっております。この観点での推移を把握していくことが重要だと考えております。

それで、2015年農林業センサスにおいて複数回答を認めた場合に、これまで後継者とは

考えていなかった者を後継者として回答することを誘引する可能性も懸念され、後継者の有無等の調査結果の連続性が保てなくなるおそれがあることから、従来どおり1人に限定して把握することにしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の前回の部会で出された意見等に対する回答に関して、御発言がある方はよろしく願いいたします。

これは、たしか納口専門委員から出された御質問であったかと記憶しておりますけれども、何か納口専門委員、あるいは岩村専門委員からも、この点に関して御発言があったかと思いますが、今の農林水産省からの御回答ということではいかがでしょうか。

○納口専門委員 多分、今のご質問は岩村専門委員のものだったと思います。

○西郷部会長 そうですか。では、岩村専門委員、いかがですか。前回の意思決定に関わる者というのが必ずしも明確ではなかったのではないかと。

○納口専門委員 すみません、前者は私の発言です。

○西郷部会長 一応2つ論点がございまして、すみません、一度に諮ってしまっていますので。では、前半に関して。

○納口専門委員 大変明確になったと思います。過去1年間でということで、そして、具体的に意思決定の場も明記していただいておりますので、回答者としては、これならばきちんと書けるのではないかと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

では、後継者に関しては、岩村専門委員、いかがですか。

○岩村専門委員 後継者については、前回調査との関連からすると調査項目が長子1人ではよいのかなと思います。経営移譲の相手となる後継者が2人であったり、第三者であったり、法人であったりいろいろなケースがあります。農業者年金では、経営委譲先を後継者移譲と第三者移譲に分けています。

ついでには、今回の調査は、前回調査との整合性から、相続する長子1人とすることとしても、農業の世代交代が長子相続だけではなくてきていますので、将来的には、調査項目を検討する必要があるのではないかと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。恐らく、今までは農家の誰かが農家を継ぐという形で農業の伝承というか世代交代が行われてきたけれども、将来的にはそうではない可能性もあるので、それに対応できるような調査項目というものをぜひ検討してもらいたい、そういう御意見と伺ってよろしいですか。わかりました。

それでは、今回の調査票に関しては、後継者を1人選ぶという形で整理をさせていただいて、将来、農業の世代交代というものがどのように進んでいくのか、それに対応した調査項目のあり方については検討していただくということで整理させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございますか。

それでは、本日の資料2の1番目と2番目の論点に関しては、今回の回答で一応決着したという形とさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、3番目の点ですけれども、本日お配りした資料2の3ページ目になります。これは常雇いの問題ですね。農林業経営体が7カ月以上雇用した者について、新たに年齢階層の人数の内訳を追加しようというものでしたが、その年齢階層の区分について、労働人口の移動状況の分析を可能とするために、他の産業統計等を参照しながら、もうちょっと違うものを検討すべきなのではないかと。例えば、当該就農者の年齢を39歳以下としているけれども、農林水産省が政策目標としている新規雇用就農者数においても、当該就農者の年齢を39歳以下としているということですが、そういった政策目標等とも照らして、どのような年齢区分がいいのかということをお調べいただくことになっておりましたけれども、この点について、実施者から御回答をよろしくお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 それでは回答部分になりますけれども、他の産業統計、経済センサスあるいは工業統計、商業統計等ということですが、そこでは年齢別の把握は行っていないということがございます。ただ、国勢調査や労働力調査においては、やはり出生年月を把握されているということで、国勢調査では、産業等の基本集計において、従業上の地位ごとの就業者について5歳階級で表章はされている、それから、労働力調査においても、産業別の雇用者や就業者について5歳階級で公表しているということがございます。そういったことで、他統計の階層を統合することで、農林業センサスの年齢区分との接合は可能だと思っているところでございます。

しかしながら、年齢別の雇用者数の分布を見ますと、次のページのところに分布がございしますが、30～34歳と55～59歳をピークとしたM字の曲線を描いているところでございます。政策的にも特に注目しているのは、45歳未満の左側の山の部分ということになるわけなのですが、そういったことで、国勢調査等、他統計とのより詳細な比較が可能となるよう、現行の「25～44歳」という区分を、10歳刻みに分けるとすることで「25～34歳」と「35～44歳」に区分するように変更したいと考えているところでございます。直させていただきたいと考えております。

それから、4ページのところのなお書きのところにありますけれども、青年就農給付金や農の雇用事業におきましても、新規就農者を確保するために、労働力人口の多い40代前半までの世代を対象にしていくということで、「39歳以下」から「45歳未満」に変更して事業を展開することになったものですから、それで、年齢的には45歳のところで区分を切りたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。当初の案よりは少し年齢の区分を細かくしていただいたということなのですが、これに関しまして御意見等ございますか。

年齢の区分、それから、他統計との連動ということに関しては、たしか竹原委員から御

意見をいただいていたと思いますけれども、いかがでしょうか。

○竹原委員 申し上げたかったのは、やはりセンサスのような基本中の基本の統計に関しては、しかも、その統計項目の中の重要な年齢区分というようなところは、できるだけ他の統計と連携・連動するようにしたほうがいいのではないかとということが一点と、もう一点は、やはり同じくセンサスのように悉皆で数年置きにやる大きな調査の場合は、余り項目でありますとか調査内容、区分というものを変えないほうがいいのではないかとということから私は申し上げたわけです。

したがって、御回答にあるような、他の調査の他階層の部分を合算したらこちらの統計と区分が一致するではないかというような回答でありますとか、あるいは、今回御対応されたように、この年齢階層がちょうど政策課題のポイントなので、ここだけを区分していくという御回答というのは、私が申し上げたこととは全く関係ない御回答になっていると私は思います。ただ、そういった考え方で農林水産省が今回の統計をされたいということであるのであれば、それは考え方の違いですから、私は、もう別にこの回答で結構です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

事業所の関係の統計で年齢を聞いているというのは、賃金構造統計調査は、何歳から何歳までの人が何人いるというような統計はたしかとられておりましたけれども、事業所に調査票を配って、それで年齢を直接聞いているということは、経済センサスでは、それは特にやっていないですよ。雇用者の年齢を調べるということがなかなか難しいので、農林水産省からの御回答にもありますとおり、経済センサスであるとか、工業統計調査であるとか、商業統計調査のいわゆるセンサスに関しても、事業所に調査票を配る場合には、雇用者の年齢を事細かく聞いているというのは、たしかなかったように私は記憶しているのですけれども、ただ、それが今回、農林業センサスでどうしてそういうことが可能なのかというと、いまだにやはり農家が農業経営体になっているというケースが多くて、それで年齢が聞けるようになってきたからだと思うのです。ですので、恐らく他の産業統計で、雇用者の年齢を事細かに聞いているというのは、むしろないのではないかと印象がございませう。

今回は、施策に必要なということで、それで、特に、従前は25歳～44歳のところを25歳～34歳、35歳～44歳と細かく区切っていただけということで、前回から比べれば前進ということになるかと思えます。なので、他産業統計と年齢区分を合致させるという点では、竹原委員の意図した質問への回答にはなっていないかもしれませんが、少なくとも施策にあわせて年齢の区分を変えたということは、評価の対象になり得るのではないかと思います。

この年齢区分に関しまして、何かほかの御意見等ございませうか。これも、ぜいたくを言い出せば切りがないようなところがあって、これは私も事前に御説明いただいたときに、せつかく5年に一度やるのであるから、5歳階級刻みにすればコホートの分析ができるのではないですかとか、そういうことを申し上げたわけですが、それは、回答者に向け

られる負担が相当大きくなるということもございますので、調査実施者の感触からすると、この区分がほぼ限界であろうというような御回答でした。

何か御意見等ございますか。

ないようでしたら、3番目の論点に関しても、御回答の形で決着とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、本日の資料2の4番目の項目になりますけれども、経営耕地（田）の状況ということで、これは、ちょうど資料2がございまして、5ページの真ん中の図の左側ですけれども、現行で、「稲を作った田」というのが最初に出てきて、「稲以外」、その稲以外の中にまた稲が出てくるということで、これは非常に紛らわしいのではないかとというような御指摘がたしか橋口専門委員からなされて、次回までに検討していただくことになっていたわけですけれども、これに関しまして、調査実施者のほうから御説明をお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 御指摘を受けまして、やはり見直したほうが良いという考え方に立ちまして、「飼料用の稲」を独立することで回避することとしたいと考えました。それで、現行と変更案がございまして、変更案の中を見ていただければと思っておりますけれども、「稲をつくった田」の中に「食用」と「飼料用」をつくりまして、その下に「②、③のうち、裏作物を作った田」ということで、飼料用の稲の裏作で飼料用の麦を作付する体系が定着し始めていることを踏まえて、食用の稲をつくった田に限り、裏作の有無を把握する現在の体系を改めて、飼料用の稲をつくった田も含めて二毛作体系を総合的に把握することが可能となるよう、その部分を見直させていただいて整理をし直したところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

この点に関していかがでしょうか。特に、御発言いただいた橋口専門委員からは何かございますか。

○橋口専門委員 明瞭な形で整理していただいたので、これでよろしいのではないかと思います。

○西郷部会長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、この4番目の点に関しても、今回の御回答で決着したという形にさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、前回の部会で出されました整理・報告等が求められた事項に関する回答は以上といたしまして、また、引き続き個別の案件のほうに入りたいと思っております。

審議事項も多く残っておりまして本当に申しわけないのですが、前回に引き続きまして、審査メモ、前回の資料3-1ということになりますけれども、その審査メモに沿って議論を進めていただきます。

また、審査の効率化ということが念頭にあるわけなのですけれども、その観点から、前回部会終了後、今回の農林業センサスの変更に関して、既に審査メモで論点としている事項以外で疑問に思われている事項について、委員、専門委員の皆様にご意見を伺いして、それらの疑問に対する農林水産省の回答とあわせて、その追加の論点という形で、本日、資料3というものをお配りしております。これらの追加の論点については、今後の個別の変更内容の審議の際に御紹介して、あわせて議論してまいりたいと思います。

それでは、前回お配りしました審査メモ、資料3-1のほうを御覧ください。

その審査メモの5ページを御覧いただきたいと思います。農林業経営体調査にかかわる変更のうち、「【7】販売を目的とした農産物の生産」で、「1 農作物の生産」-「工芸農作物」、野菜、果樹類について審議します。ここで、工芸用の農作物、野菜類及び果樹類について同様の変更を行っておりますので、まとめて審議させていただきます。

審査メモの5ページから9ページで、調査票は、これも前回お配りしているのですけれども、6ページから7ページということで、前回お配りした資料3-1になるとは思いますが、この調査票の6ページから7ページを御覧ください。

本件の変更は、農林業経営体が過去1年間に販売を目的として作付ないし栽培した農作物について、全体の作付延べ面積と作付した作物の個別品目を把握する方式であったものを、作付した個別品目ごとの延べ面積、要するに耕作面積を再び調査するよう変更する案になってございます。

これに関しまして、まずは金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、説明させていただきます。

今、部会長御案内のとおり、審査メモの5ページ目の下の部分を御覧いただければと思います。

まず、販売を目的とした農産物の生産の工芸農作物の部分でありますけれども、従前は、真ん中の枠書きにありますとおり、工芸農作物につきましては、全体の作付延べ面積を記入した後に作付品目を丸という形で記入するという形であったわけですが、今回、個別品目別に作付延べ面積を記入する形に変更するということでもあります。

また、その下の枠書きであります、野菜類及び果樹類の部分も、具体には審査メモの6ページにそれぞれ枠書きで記載しておりますけれども、工芸農作物と同様の変更をすることとしております。ただ、野菜類につきましては、個別品目別に作付延べ面積を記入する形にはするのですけれども、その品目につきましては、指定野菜14品目及び特定野菜のうち生産額の高いもの18品目に限定し、それ以外のものは、その他の野菜ということでもまとめて作付面積を記入する形にするということでもあります。

それから、審査メモの7ページに行ってくださいと思いますが、私どもの審査結果ということで、まず、前回の2010年の農林業センサスにおきましては、前々回に比べて簡素化したというようなことなのですけれども、今回は、東日本大震災の発生を受けて、市町村別等の小地域における生産構造とか、あるいは生産農業所得に係るデータに対する

ニーズ、また、激甚災害の指定の必要性を検討する際のデータの精度向上、こういったもろもろの観点から、前々回と同様に、品目別に作付面積を把握することが必要だということでもあります。

ただ、私どもとしては、これについては、やはり品目別に詳細に把握する必要性とか、あるいは報告者の負担軽減という観点から幾つかの検討が必要ではないかと考えているところでございます。具体的には、審査メモの7ページの論点に幾つか記載しておりますけれども、まず、工芸農作物、野菜類、果樹類、これらに共通する事項として、1点目といたしまして、前回2010年のセンサスの調査計画の策定においては、一応個別作付面積はもう把握しないという形で一度判断をしたということで、その際の判断の経緯とか理由といったものはどういったことだったのかを確認する必要があるのではないかと考えているところでございます。

それから、2点目といたしましては、激甚災害の指定の必要性を検討する際のデータとして、生産農業所得統計の市町村別所得額といったものの推計に当たり、その品目別の作付面積の把握が必要という説明を受けているわけですが、そこら辺について、もう少し具体的に、どのような点で必要なのかといったこと、仮に必要であるとしても、ほかの統計、例えば作物統計調査とかといったデータで代替する余地がないのかどうかという点を確認する必要があります。

それから、3点目でございますが、前回2010年のセンサスにおいて、個別品目ごとの作付面積の把握を取りやめたことによって、今も話がありました、その後の市町村別の生産農業所得額の推計といった点でどのような影響があったのか。また、仮に今回、個別品目ごとの作付面積の把握を復活するというところで、そういった市町村別の生産農業所得額の推計の精度がどのくらい高まるのかといった点を確認する必要があります。

それから、4点目、実は、農林業センサスにつきましては、一度試行調査を実施しておりますので、そこでも品目別の作付延べ面積の調査を行っているわけですが、その際の報告者の記入状況はどうだったのか、記入内容に問題はなかったのかといったこと、共通する事項としては、こういった点を確認する必要があると考えております。

それから、審査メモの8ページ目に行ってください、下のほうですが、野菜類に関する事項で、個別品目別に作付面積を調査する品目に関しまして、まず1点目として、過去の農林業センサスにおいて、調査対象品目としてデータを把握していたものは22品目あったということで、そういったものと今回の品目との統計の継続性とかといった部分で問題はないのかどうか。それから、2点目は、今回調査対象とする品目で、特定野菜の部分は、そのうち生産額の高いものに限定するというところでありますけれども、その生産額が高いというデータは、いつ時点のものなのか。さらには、今後、生産額に変動が生じて、例えば野菜の順位が変動することになると、このセンサスでもそれに応じた品目の見直しとか変更を行うのかどうか。そういった際に、仮に見直し等を行うとすれば、統計の継続性とかといった点で問題がないのか。かなり論点がございましてけれども、こういったもろもろ

の点について、私どもとしては確認する必要があると考えているところであります。

説明は以上であります。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

この点に関しましては、第1回の部会審議におきまして、竹原委員から、そもそもセンサスというのは定点観測というところに重きがあるのであって、ある項目が取り除かれたり、あるいは、すぐにまた復活したりという、どのようなものをセンサスで測るべきなのかということに関して基準があつてしかるべきで、前回取りやめたものをまたすぐに復活させるというのは、何となくしっくり来ないものがあるというような御発言もいただいております。

それらの点も含めまして、実施者である農林水産省から御説明をお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 資料3-2「審査メモで示された論点に対する回答」、第1回目の資料3-2になります。その3ページ目からになりますけれども、その中段から下の部分になります。農産物の生産に関しましては、別途実施している基幹統計調査でございますけれども、作物統計において、都道府県別の概況は把握されておりました。市町村別統計についても平成18年までは整備をしておりました。したがって、平成19年以降は市町村別には作成できておりません。そういったことで、少なくとも2010年の世界農林業センサスにおいて、品目別の作付面積を削除した場合でも、結果の利活用を著しく損なうおそれがないと判断して、調査対象の負担軽減に鑑み当該の変更を行ったところでございます。

その後の5年間の経過ということでございますけれども、農林水産業につきましては、現在、「攻めの農林水産業」ということで展開が示されておりました。産業競争力会議においても検討が進められておりますけれども、さらに、農山村の実態として、これまで農業を担ってきた団塊の世代の農業リタイアなど農業就業者の構造の急速な進展ということで、大幅にこの後変わっていくということ、それから、各地域において農業生産構造に大きな変動が生じることが想定されております。その動向は、工芸農作物、野菜、果樹の品目別に産地の拡大・縮小や移動といった形としても生じることが想定されることから、これらを的確に捉えて、政策の影響や効果を把握できるよう2015年農林業センサスにおいて整備をしたいということでございます。

従来ですと、トータルの面積を把握して品目別に丸をつけるという形で行ってまいりました。それを、それぞれ工芸あるいは野菜、果樹につきましては、やはり品目別の面積が今後どうしても必要になるだろうということでございます。

その後、東日本大震災でも、やはり非常に市町村別等の小地域データが求められたわけですが、それに答えることができなかったというような状況がございます。さらに、地方公共団体からも作物統計での市町村別の廃止後、市町村別のこれらの作付面積の把握が非常に求められているということもございます。

それから、1枚めくっていただきまして、激甚災害の指定に関する必要性という形にな

りますけれども、回答の部分で、5行目ぐらいからになります。都道府県別の品目別算出額を作成最終年である平成18年の市町村別の割合で配分し、推定してきているのが現状でございます。5年が経過していることから、生産構造の変化により市町村別割合に変化が生じていることが考えられ、この手法を今後も維持することができない状況でございます。

前回のセンサスの申請時は、このことを想定はしておりまして、作物統計の見直しによって対処していくことを想定しておりました。つまり市町村別の作付面積を作物統計でつくられるように見直す方向で検討を進めるということにしておりましたので、その段階ではセンサスから外そうということにしたわけですが、その後の予算事情等で、その対応が非常に困難だということになってしまいました。そういったことを踏まえて、作物統計であれば毎年ということになるのですけれども、農林業センサスでは5年に1度、品目別の延べ面積を把握することによって生産構造の変化を把握して、市町村別の農業所得推定額の推定に利用してまいりたいということでございます。

それから、次に参りまして、5ページになりますけれども、市町村別の生産農業所得の推計精度がということでございますけれども、先ほどの中にも出てまいりましたが、今の推計方法を取り始めてもう5年が経過しておりまして、今後10年、15年という形での同じ比率での推計というような形にはなかなかならないものですから、どうしてもセンサスで5年に1度把握をさせていただきたいということでございます。

それから、報告者の試行調査での記入状況はどうだったのかという御指摘でございます。前回センサス結果との接続を行ったところ、前回と比較し、作付品目数が減少した経営体が過半を占め、類別に作付面積の推移を見ても、いずれのグループにおいても減少の方向に推移していることが確認されたところです。その結果、作付品目や面積の実態の動向を含んだ値であるため、全てが過少に申告されたとの断定した評価はできませんけれども、その可能性は拭えないことから、2015年センサスにおいては、過去においても経験があり、帳簿実態把握において有効であることが確認されている、あらかじめ品目名を明示して面積を回答する方法を採用したということでございます。

それから、次のページに移らせていただきますけれども、次は品目の部分でございます。今回の変更を行っても、野菜類全体の露地・施設別の作付面積については引き続き同様の表章を行うことが可能です。それから、一部の品目では、作付の有無を把握できなくなりますけれども、政策推進上も母集団情報としての役割の上でも、重要品目について、生産活動の規模を露地・施設別に詳細に把握した結果のほうが有効性が高いということから変更を行いたいということでございます。

それから、品目数の18品目という部分でございますけれども、指定野菜の全てあるいは特定野菜の中から、直近3カ年で野菜類の産出額の大きいものからおおむね7割を超える品目を選定したところです。

それから、長期的に見ての部分でございますが、野菜の生産構造の変化や品目ごとの施

策上の位置づけが変更された場合は、必要に応じた品目の見直しは行われるべきではないかとは思っているところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

そうしますと、1つの、従前、センサスの調査項目としないとしたものをなぜ調査項目として復活されるのか、その理由は何かと言われたときに、前回センサスの調査項目から外したときには、作物統計調査で代替できるであろうという整理が行われたわけですが、その後、予算等の関係でそれができなくなった。だから、作物統計でとれなかったという部分をセンサスのほうで復活させて、それで従来どおりセンサスで作付面積を把握するようになる、そういう整理という理解でよろしいですか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 作物統計は、今のところ都道府県別までしか出せないような標本の規模ですとか調査内容になっておりますけれども、これをできれば大規模な標本調査に変えて、何とか市町村別を出せるようにしたいということを考えていたところですが、その予算面から、財務省要求は到底無理な状況にあるということも含めて、そこは断念しているというようなことでございまして、それに代わって、農林業センサスで5年に1度把握させていただきたいということでございます。

○西郷部会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、今の点に関しまして御意見等がございましたら伺いたいと思います。いかがですか。では、納口専門委員、お願いいたします。

○納口専門委員 前回の2010年センサスのこの委員会にも出席していた者としては、そこで削ってしまったということは、今、考えても大変いろいろ問題があったのだなと思えました。御説明あったとおりですが、実際、私は茨城県の普及評価委員を七、八年やっているのですが、地域農業の把握にとって、こういう、例えば市町村ごとの作目ごとの作付面積というのは非常に重要です。それが未だに平成18年のものしか使えなくて非常に困っているということは、どこに行っても言われて、そのたびにかなりじくじたる思いをしてきております。

ちょっと経緯はあるようですけれども、いずれにしても、統計を現場に役立つような形で提供するという意味では、やはりこの項目を復活させざるを得ないのではないかと考えております。ですから、基本的には、復活させるということには賛成でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。特に前回の部会で御意見をいただいた竹原委員からは、何かございますか。

○竹原委員 特にありません。

○西郷部会長 わかりました。ありがとうございます。

恐らく復活させるということに関しては反対意見というのは、復活できるのであれば復活させてくださいということになろうかと思っておりますけれども、センサスの位置づけ、セン

サスがどういうところまできちんとカバーすべきなのかということの整理になると思えますけれども、私は、作付面積というのは非常に重要な項目であって、先ほど散布図が示されておりましたけれども、生産量等を推定するに当たり非常に有効な補助情報であることは、農林水産省の統計に関しては特にそれが強いということですので、状況の変化、作物統計でとることを予定していたけれども、それが予算措置の関係で、予算の減少に遭ってそれがとれなくなったのだとすれば、そのセンサスでやはりとっておくべきだという整理が行われて、それが復活するというのは、一定の整理の仕方なのではないかと思えます。

もしほかに特段御意見がないようでしたら、この件に関しましては復活を認めるということで決着したいと思えますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、引き続き、農林業経営体調査票の変更について審議をいたしますが、今度は、「【7】販売を目的とした農作物の生産」－「7 その他の農業経営」から、「【11】農業経営体の特徴」－「3及び4 農業生産に関連した事業」までということで、少々長いのですが、審査メモのページ数で申しますと9ページから13ページになります。これに関しまして金子調査官から御説明をお願いいたしますが、これらの変更事項に関しましては、委員、専門委員の方々から事前に追加の御意見をいただいております、本日配付しております資料3にも関連する論点がございます。それとあわせる形で御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、説明をさせていただきます。

まず最初に、審査メモの9ページを御覧いただければと思います。ここで「【7】販売を目的とした農産物の生産」の「7 その他の農業経営」、この部分の変更ということでありまして、具体には、その他の農業経営を行っているものの内訳として、「きのこ栽培」及び「その他の農業経営」といった2つの選択肢を設けるというものであります。

これにつきましては、前々回の2005年のセンサスでは、馬とかヤギとか種鶏の飼養等々、そういった状況を個別に把握していたものを、前回の2010年のセンサスにおいて、これらを一括りとして行っているか否かという形で簡素化したというような経緯があるのですが、今回、きのこ栽培を行う農業経営体が相当数見られるといったようなこともあり、変更したいということでもあります。

これにつきましては、9ページの一番下に論点として書いてありますとおり、馬とかヤギとか種鶏とかいろいろある中で、きのこ栽培のみを個別に把握することの必要性について、施策等への利活用との関係でどうなのかといったところを一応検討する必要があるのではないかと考えているところであります。

それから、審査メモの10ページに行ってくださいまして、次は「【10】過去1年間の農産物の販売」の「3 農産物の出荷先」の変更ということでもあります。この部分では、出荷先の選択肢に新たに、直接販売の内訳という形になるのですが、「うち、自営の農産物直売所」といった選択肢を追加するということでもあります。

これにつきましては、農林水産省では毎年、農業・農村の6次産業化の実態把握のためということで、6次産業化総合調査という一般統計調査を実施しているわけですが、その母集団情報の整備の一環ということで、市区町村や農協等では把握が困難となっている中小規模の農産物直売所を把握するために追加しようというものであります。

ただ、これにつきましても、この部分に関連する他の事項の変更の部分との関係で少し検討が必要ではないかと考えているところであります。具体的には、10ページの一番下の論点に記載しておりますとおり、ここの部分では、追加によりまして農林業経営体が運営している農産物直売所というものを把握するということになるわけですが、その一方で、少し飛んでいただきまして、審査メモの17ページを御覧いただきたいのですが、これは別の調査票、農山村地域調査票の中の市区町村用というもののなわけですが、この中で、これまで把握してきました地方公共団体や第三セクター、農協といったところが運営している産地直売所の設置数に係る項目を削除するというようになっておりまして、先ほど申し上げました6次産業化調査の母集団情報を整備するという意味で、そちらのほうを削除してしまうのは本当に問題がないのかどうかということでもあります。いわゆる地方公共団体等が運営する産地直売所につきましては、6次産業化調査の母集団整備において、農協等からの情報収集により代替的に把握が可能と聞いているところではありますけれども、具体的にどういったような形で把握するのかとか、どういう内容を把握するのかといったところを確認した上で適否を判断する必要があるのではないかと考えているところであります。

また、この部分につきましては、本日の資料3の1ページを御覧いただきたいのですが、追加論点が出ておりまして、いわゆる直接販売を行う多くの方は、自営の直売所だけではなくて、ほかの人が運営する直売所を通じて販売を行っている形態もあるということで、自営の直売所のみを調査することについては違和感があるという追加論点が出ているところであります。

それから、恐縮ですが、審査メモの11ページにお戻りいただきたいと思いますが、ここで真ん中に「【11】農業経営の特徴」の「1 農業経営の異業種との連携」の変更という部分であります。

この部分では、農業以外の業種から資本金等の提供を受けているといった場合に、その提供元に係る選択肢につきまして、「食料品製造業・飲料サービス業」及び「飲食料品卸売・小売業」といった部分でありますけれども、これについて、従前のものと少し内容を再編する。まず、この枠書きの中に入れてございますけれども、「飲食料品関連」と「飲食料品関連以外」で別にして、さらにその中を、「製造業から」と「卸売・小売業から」に分けるという形で選択肢を再編するというものが1点。さらに、新たな選択肢として、「医療・福祉・教育関連から」を追加したいということでもあります。

これにつきましては、前回の2010年のセンサスの結果では、資本金・出資金の提携元の業種として、従前あった「その他」という選択肢の回答が過半数を占めるという状況とな

りまして、具体的に連携している業種が十分わからないということがあったこと、また、さらに平成21年に農地法の改正が行われて、農業生産法人の出資に係る要件が緩和され、今後、農業と異業種との連携が加速するといったことも想定されるということで、そういった連携の実態をより詳細に把握したいということで変更を考えているものであります。

これにつきましても、審査メモの12ページに、一応論点という形で記載しておりますが、2点ほど確認する必要があるのではないかとということで、まず1点目が、追加する業種の区分は、実際に実態に見合った選定が行われているのかということ、それから2点目は、今回の変更といったものが調査結果の利活用面でどういった意味で有用性があるということになるのか、こういった点を確認する必要があると考えているところであります。

次に、審査メモの13ページに行っていただきまして、次は「【11】農業経営の特徴」の中の「3及び4 農業生産に関連した事業」、この部分の変更であります。

この部分では、枠書きに書いてありますとおり、「農業生産に関連した事業の有無」で、事業を行っている場合、「関連事業による売上金額」と、それからその「事業ごとの金額割合」を把握する項目を追加するということであります。

これにつきましては、先ほど触れました6次産業化調査の実施に当たりまして、関連した事業ごとの売上金額規模別に層化するという方法によりまして、より効率的に標本を抽出して調査を実施するために、関連事業の売上合計金額とその事業ごとの合計金額に占める割合を把握したいということであります。

ここについても、13ページの一番下に書いてありますとおり、一応論点ということで、仮にということですが、関連事業をほかの経営体と共同で行っているとか、そういった場合は、その売上合計金額をどのように記入するのか、記入的な問題ではありますが、そこら辺を確認する必要があるのではないかと。

さらに、この部分につきましては、資料3の2ページ目を御覧いただければと思いますが、追加論点ということで、注釈の表現ぶりなのですけれども、いわゆる農家以外が複数で行っている場合を包括したような形になっていないのではないかと、表現の変更が必要なのではないかといった追加論点も出ているところであります。

この部分の説明は以上であります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと長かったですけれども、調査実施者である農林水産省から説明をお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 では、論点に対する回答、1回目の資料3-2の7ページからになります。それから、経営体調査の調査票で参りますと10ページ、11ページといったところが該当の部分になってまいります。では、進めさせていただきます。

農産物の出荷先の部分でございます。農山村地域調査で把握してきた地方公共団体、第三セクター、農協等が運営主体の直売所については、農業・農村の6次産業化総合調査において、行政上把握している情報や市町村、農協等の関係機関からの情報収集により、毎

年、新設も含めて確実な母集団名簿の整備が可能となっているのが現状でございます。

一方、情報収集では把握が困難な農業経営体が営む中小規模の農産物販売所については、本調査で母集団整備をすることで、より正確な母集団情報によって効率的な標本設計も構築できるものであると思っているところでございます。

それから、その関連で、9ページ目になりますけれども、9ページの(2)の農山村地域調査票の市区町村用というところでございますけれども、先ほど調査官からもありましたが、6次産業化調査の実施に係る母集団整備によって代替的に把握可能であるため削除するとしているけれども、というところに、どのような情報を把握するのかということを確認しておく必要があるのではないかとということでございます。

「6次産業化の総合調査に係る母集団名簿整備要領」で整備をしておりますけれども、把握内容については、名称、それから郵便番号、住所、電話番号等を基本事項として把握しているところでございます。

戻らせていただきまして、8ページの部分になりますけれども、異業種との連携の部分でございます。追加する業種の区分についてということでございますが、解除条件付きの農地貸借による法人の参入状況を見ますと、平成21年12月の改正農地法施行後平成24年12月末までの約3年で新たに1,071法人が参入しているところでございます。

本調査事項の業種の選定に当たっては、右下に円グラフがございますが、食品関連産業以外の「製造業」が5%、それから、「その他卸売・小売業」6%、並びに「医療・福祉・教育」の3%を新たに追加して、異業種との連携の実態を明らかにしたいということでございます。

それから、下の2番のほうに参りますけれども、利用面でどのような有用性を有するかということでございます。

まず、2010年の世界農林業センサスにおいては、異業種との連携が一定程度、経営の多角化に効果を示していることがデータの示唆されたところでございます。2015年センサスにおいては、2010年センサスでは十分明らかにできなかった提供元の業種を明確に把握することによって、特定の業種との連携が経営発展に与える効果等について詳細に分析して、さらなる連携強化に向けた検討の基礎資料を整備したいということでございます。

それから、9ページになりますが、共同で行っている場合の売上金額をどのように記入するかということでございますが、複数の農業経営体が共同で行っている場合は、各経営体に分配される収益に基づく売上高を回答いただくということにしているところでございます。

すみません、本日の資料3の2ページ目を見ていただければと存じますけれども、その下のほうになりますが、その関連でございます。その部分で、現在の書き方が「複数の農家で関連事業を営んでいる場合は、持ち分に応じた売上金額欄を記入してください。」ということ記述されておりますけれども、これが、農家以外が複数で行っている場合を包括できていないという御指摘を受けました。そういったことで、「共同で経営をしてい

る場合は」という形に変更したいと思っているところでございます。

戻らせていただきます。今の資料3の1ページでございます。先ほどの出荷先の区分の部分でございます。新たに御指摘いただいた部分でございますが、資料3の1ページでございますが、自営の農産物直売所だけではなく、他者が運営する農産物直売所を通じて行っている形態もあり、自営の農産物直売所のみを項目と設定していることに違和感があるというような御指摘でございました。

御指摘のとおり、誤解を招くおそれがあるということで、具体的には、4番のところになりますけれども、消費者に直接販売に該当する選択肢を全て並列で設定するとともに、共同で直売所を運営している場合は「その他の直売所」に含む旨明らかにするよう注釈の追記を行うということで、次のページの上段の部分になりますけれども、右側が変更案でございます。「消費者に直接販売」という部分に、新たに2番目の「その他の農産物直売所で」という部分、それから、4番目になりますけれども、「他の方法で（無人販売など）」というような形で2欄を設けることによって、誤りが生じないようにしたいと思っているところでございます。

回答のほうに戻らせていただきます。6ページを見ていただければと存じます。きのこ栽培のみを個別に把握することの必要性について、施策等への利活用との関係で検討すべきではないかという御指摘の部分でございます。

森林・林業基本計画では、就業機会の拡大による山村振興において、シイタケ等の特用林産物の生産振興を重要施策として位置づけております。中山間地域において特に盛んなわけですけれども、農山村において、稲作等の主位部門を補完して、経営の安定に寄与する重要な役割を果たしているという状況がございます。

平成24年に実施した試行調査においても、「その他の農業経営」、きのこ栽培を包含している部分でございますが、この有無については、記入漏れによる補記を要する事例が多かったとの報告が多数あったところでございます。当該項目の大多数を占めます「きのこ栽培」を具体的に追加することは、記入漏れの抑制にも極めて有効であるということに加えて、きのこの栽培を経営に取り込んでいる経営体の動向を把握することが可能となることにより、農山村振興の施策を検討する上で有用な基礎資料となることから、当該項目を追加したいということでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

時間もかなり長くかかりましたし、資料も、本日お配りしたものと前回お配りしたものとが錯綜しており、少々やりにくいような面もございましたけれども、まず、今ちょうど御説明いただきました前回お配りました資料3-1の審査メモでいうと9ページに当たります「【7】販売を目的とした農産物の生産」-「7 その他の農業経営」というところ、それから、説明資料のほうでいいますと、前回お配りした資料3-2の6ページから7ページまでにかけて書いてある部分に関してですけれども、その点に関しまして何か御意見

等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

論点といたしましては、調査結果の有用性の観点から、きのこ栽培のみを個別に把握することの必要性について、また施策等への利活用との関係で検討すべきではないかということだったのですけれども、御回答のほうは、きのこ栽培がかなり盛んになってきているということで、数字を示しながら御回答があったというのが、前回の資料3-2の6ページから7ページにかけてになってございます。この点に関しまして何か御質問等ございましたら、お願ひいたします。

特に御意見等がないということであれば、改定案ですか、資料3-1の9ページ目で申しますと「改正案」と書いてある、その他で「きのこ栽培」と「その他」という形できのこを特掲するような形で決着ということになりますけれども、それでよろしいでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今度は、審査メモでいいますとその次の10ページになりますけれども、「【10】過去1年間の農作物の販売」－「3 農作物の出荷先」に関してです。ここでは1年間の農作物を販売した出荷先について、消費者への直接販売の内訳として、「うち、自営の農産物直売所で」を追加しようとなっております。これにつきまして、先ほど事務局から御説明がありましたとおり、後ほど御審議いただく予定でした農山村調査票の変更と関連する変更ですので、あわせて審議させていただければと思います。

何か御意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

前回お配りした資料3-2の7ページにございます御回答のほうでは、先ほど事務局から御説明がありました農山村地域調査票の変更との関連ということについては特に言及されていないですけれども、この辺の整理はどのようになっておりますか。先ほど御説明があったかもしれませんけれども。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 今回は、既に実施しております一般統計調査の農業・農村の6次産業化総合調査のほうで把握できておりますので、それで代替できるようになったということで、そちらのほうを廃止したいということでございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。そのほかの論点はございますか。

特にないようでしたら、これも今の御回答で、資料3-1の審査メモでいいますと、10ページの改正案のような形で決着ということですのですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、決着させていただいたということにいたします。

次が、審査メモでいいますと11ページのところで、「【11】農業経営の特徴」－「1 農業経営における異業種との連携」というところになります。ここでは、農業以外の業種から資本金・出資金の提供を受けている場合の選択肢について、「食料品製造業・飲食サービス業」「飲食料品卸売・小売業」をそれぞれ「食料品関連の製造業・サービス業か

ら」「飲食料品関連の卸売・小売業から」に変更する、それと同時に、新たに「飲食料品関連以外の製造業から」「飲食料品関連以外の卸売・小売業から」「医療・福祉・教育関連から」を追加しようとなっているのですけれども、これに関してはいかがでしょうか。ございませんか。

○竹原委員 非常に単純な質問なのですが、論点整理の11ページに、前回調査の折に「その他」が51.7%と過半を占めたと。それに対して今回、その他の項目は整理されていますけれども、「医療・福祉・教育」という項目が選択肢として追加されている。そのことに対するお答えが、多分資料3-2の8ページで、「医療・福祉・教育」というところから参入している部分が3%というお答えなのですが、ということは、新たに「医療・福祉・教育関連」という項目を立てたところで、前回と変わらなければ、51%から3%しか減らない。ということは、「その他」というのはどれだけあるのかというのが、今回改正されても、この御説明では解明できないのですが、これはどういうことでしょうか。

○鹿野農林水産省係長 すみません、先ほどの審査メモに対する回答の8ページの図であらわしていますこの円グラフの表というものは、いわゆる一般法人が農業に参入した実態の結果でございます。我々が項目として捉えるものは、参入ではなくて出資金の提供、異業種との連携という部分ですので、ここの部分はこの結果とはリンクしないという形になります。

加えて、先ほど「医療・福祉・教育」の追加というお話がありましたけれども、今回、前回までですと、製造業については食料品しか捉えておりませんでした。そこを「飲食料品関連以外の製造業」、また「卸売・小売業」についても追加しております。調査票項目番号では865から867の3つを追加したものになります。

○竹原委員 いや、それはそれで結構なのですけれども、ということは、要するに、その他はどの程度減るのですか。恐らく前回調査されて51.7%ものその他があったということは、資本参加という領域では、多分この51%というのは、調査結果としては大きいですから、恐らく分析されたのだらうと思うのですが、それはどういう結果だったのでしょうか。

○西郷部会長 お答えいただけますか。

○鹿野農林水産省係長 基本的に、ここでは連携しているかどうかを農業者サイドに聞いているわけで、その時点の回答がその他しか得られていませんので、そのその他の中身がまさにわからない。ですから、ここの部分は詳細化して、一般法人の参入の、ある意味、農業という産業と近い部分のものを選択肢として追加して、できるだけその他の部分を圧縮していきたいという形ですので、前回の結果を分析しても、そのその他の中身として何がというのは見えないというのが正直なところです。

○納口専門委員 ちょっとよろしいですか。この項目は、少し将来を見据えた項目であるなど理解しております。つまり、農事組合法人とか会社で、農業以外の業種から出資金の提供を受けているものはそれほど多くないのではないかと思いますのですけれども、実態としてどのぐらいの割合が出資金の提供を受けているのでしょうか。

実際ここにはあまり書いていないのですけれども、多分、私の理解では、現状としてはそれほど、まだ定量的にしっかり把握できるほどの割合ではないのだけれども、これから、やはりこれは重要な項目なので少し先取りをして入れていきたいという項目かなと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

○鹿野農林水産省係長 まさにおっしゃっていただいたとおり、この対象になる法人、農事組合法人、会社というものの全数が1万7,000程度で、実際に提供を受けているのは、その中の1,164となっております。割合で言えば1割も行かないというような状況でございます。

○西郷部会長 多分論点としては、その他というところが非常にたくさんあるというのは、統計表としてあまり有効なデータが得られていないということになるので、もし調べるとすれば、その他ということをもうちょっと細かくして、この調査でそれを捉えるという形にするのがいいのではないのかという御意見であったと思うのですが。これはスペースの面や何かから、もうここを細かくすることがちょっと不可能な感じなのでしょう。

逆に言うと、このその他というのがかなり多いにもかかわらず、これらの業種にこだわる理由が一体どこにあるのかというのがよくわからない、そういう御質問だと私は理解しましたけれども。

○納口専門委員 すみません、私の発言の趣旨がはっきりしなかったところがあるのですが、つまり、1割というのは、正直言って、1割弱ですけれども、割と多いのだなと思ったのです。つまり事業連携ということで出資をしているところもあるけれども、実際には、役員に頼まれて出したとか人間関係の中で出資を募ったとか、そういったものがかなり多いのではないかと私は見ております。そういう意味で申し上げますと、その他が多いというのも現段階では仕方がないのではないのかという感じもいたしますけれども、農林水産省ではどのように見ておられますのでしょうか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 納口専門委員から御指摘があったこれからのということ、特に医療なんかはそうなのですけれども、今、6次産業化で医療分野との連携は非常に力が入れているところでございます。そういった部分も含めて、分類は、前回の51%の部分がなかなか想定できなかったものですから、少なくとも経営局で事業を把握しております1,071法人の内訳というところで、わかる部分を何とか出してきているということと、そういった推進している部分を含めてその辺を把握したいという部分も、施策部局から要望を受けたところでございます。

竹原委員の御指摘も、私どももちょっとそこも踏まえまして少し検討させていただけますでしょうか。

○西郷部会長 そうしていただけますか。次回の部会での御回答ということで整理をさせていただきたいと思っております。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 調査票のスペース的には、この分は多少余裕があるかなとも思っているところでございます。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。恐らく統計表の上では、その他というところが非常に多いというのは、本来捉えたいものが捉えられていないという意味では余りよろしくないと。その一方で、この項目を将来どういうふうに使っていくのかということだと思っております。なので、現時点では1割ぐらいしか該当する部分がないということですが、将来、農業への資金提供という観点から、どういう業種というか、そういうところが積極的なのかということが見えてくるような統計がつくれれば、それが一番いいということだと思いますので、その点、次回までに整理をしていただければと思います。

○竹原委員 追加で少し。

そういう意味で申し上げれば、半分も明確な答えが得られないという項目自体が、センサス項目に、それは将来的な意味で必要だという納口先生の御意見はよくわかりますが、そういった未成熟な、しかも対象数の少ない部分で回答が不明な部分が何でセンサス項目に入ってくるのかと。むしろ一般統計とか、その他業務統計でそのことを明らかにした上で、きちんとセンサス項目に入れるべきではないかというのがもともと私の思いでして、そういった部分も含めて、できればお答えをいただきたいと思います。

○西郷部会長 では、それは次回までに御検討ということでよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

椿先生、どうぞ。

○椿委員 単純な質問で申しわけないのですが、先ほどの、参入法人は違う調査だとお話になっていたのですが、いわゆるNPO法人というものが急激に増加しているわけですか。これは産業分類的にはどういうものかという、この辺がその他に入ってしまうのですか、それとも分類としては、業種・業態といった場合に、何かサービス業と言えるようなものになっているとか、そういうことがありますか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 NPO法人ですが、日本標準産業分類における産業の決定と同様に考えておまして、法人格の種類による分類ではなく、実際に当該法人が行う経済活動に基づき整理するということにしておまして、NPO法人であっても、福祉をメインに行っていれば「医療・福祉・教育」と回答いただくと考えているところです。

○椿委員 どうもありがとうございます。

○西郷部会長 それでは、次回までに御検討ということで、よろしくお願いたします。

審査メモの13ページに参りまして、今度は「【11】農業経営の特徴」の「3及び4 農業生産に関連した事業」ということで、これは、従来は金額とその内訳をとっていなかったのを新たにつけ加えるということですが、これに関してはいかがでしょうか。

特に論点といたしましては、関連事業をほかの経営体等と共同で行っている場合に、売上金額をきちんと書けるのかということ。

これに関する回答としては、こちらの資料3-2の回答に書かれていますとおり、複数の農業経営体が共同で事業をしている場合には、分配された収益に基づいて売上高を回答

してもらおうということになっている、まあ、比例配分のような形で回答するという事になっているということです。

いかがですか。共同の場合には、それ以外書きようがないかなという感じもするのですが、よろしいでしょうか。

それでは、この審査メモの13ページ目に関しては、共同経営に関しては、売上高に比例配分するような形で各事業所に御回答いただくというような格好で決着したいと思います。

すみません、それでは、今度は審査メモでいいますと14ページ目からのところになりますけれども、（1）農林業経営体調査票の③の部分に関しまして審議を進めてまいります。

【12】になりますけれども、「山林及び林業作業」－「1及び2 他にまかされている山林面積」というものがございまして、そこから、今度は幾つかございまして、まずは審査メモの14ページ目から16ページ目までにかけて、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、説明させていただきます。

まず、審査メモの14ページを御覧いただければと思います。ここでは「【12】山林及び林業作業」の「1及び2 他にまかせている山林面積」という部分でありまして、ここでは林業関係の項目といたしまして、「保有山林のうち他にまかせている山林面積」、それから「保有山林以外で他からまかされている山林面積」、こういったものを把握する項目を追加するということでもあります。

これにつきましては、山林施業に係る作業の受委託とその面積といったものにつきましては、森林・林業基本計画、これは閣議決定で定められたものでございまして、今後の林業に関する各種施策の基本的な方向を定めた計画でありますけれども、この計画におきまして、効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けた施業の集約化の進捗状況を把握する重要な項目という位置づけがされているものであります。

こうしたことから、そういった関係の項目を把握するための事項を追加するということでありまして、私どもとしては、これは施策の実施に当たって必要な情報を得るものであるということで、適当と考えているところであります。

それから、審査メモの15ページに行ってくださいまして、調査票中の文言の修正でありまして、非常にたくさんあるわけですが、いろいろな項目の表現について、設問の文言とか説明とかといったものを、報告者にとってわかりやすい表現にするということでもあります。この枠の中で、変更例ということで家畜の例を掲げておりますけれども、「販売目的で飼っている乳用牛の頭数を記入してください。」というような表現を「現在、搾乳目的で飼っている牛の頭数を記入してください。」と変更するということでもあります。1つの例ですが、この調査事項は、搾乳目的で飼養している牛の頭数を把握することが目的なのですが、その設問文の表現が、「販売目的で飼っている乳用牛」という表記であると、乳用牛のうち、この設問で把握することを目的としていない牛、具体的に言うと、例えば乳用牛が産んだ子牛とかといった、将来的には搾乳に供せず、肥育農家に販売され

る、そういった牛も計上されるおそれがあることから、設問の文言の表現を「搾乳目的で飼っている牛の頭数」に変更する。これはあくまで例でありますけれども、こういったように調査目的に沿って、きちんとの確に記入できる表現ぶりに変えるということをございまして、それ以外の事項につきましても、最初にお配りした1回目の部会の資料3-1の別添というところに多数ございますが、そういった表現ぶりの変更を行うということが予定されております。

これにつきましては、一応私どもとしては、報告者のよりの確な記入という観点から、適当と考えているところであります。

ちなみに、この表現の関係ということで少しほかの調査票の部分もあわせて御説明させていただきたいのですが、審査メモの21ページを御覧いただければと思います。これは調査票が違うのですけれども、農山村地域調査票の農家集落用、この部分でも、いわゆる表現の修正が予定されております。具体的に言いますと、審査メモの22ページの部分で、「農業集落内での活動状況」の中の「実行組合の有無」という部分で、実行組合について、どのような組織を想定しているかというようなことで、この枠内にありますようなわかりやすい設問文を追記するというものがございます。ほかの調査票の部分であります、こういった形で表現等を変えるということが予定されております。

恐縮ですが、また、審査メモの15ページにお戻りいただきまして、その次が、15ページの下の方の2010年調査の「【1】経営体の概要」の「1 家族経営か否か」という項目を削除するという部分であります。これにつきましては、基本的に農林業経営体の調査票で審査メモの16ページに表の形で記載しておりますけれども、家族経営体のみを対象とした調査事項というものがあまして、こうした調査事項への回答によって、報告者が家族経営体であるか否かということが判断可能であるため削除するということであります。この部分は、私どもとしても適当と考えているところであります。

さらに、その下、16ページの真ん中の部分ですけれども、前回調査票にありました「複数経営の経営主等」という項目、これも削除するということであります。これは、前々回及び前回のセンサスの結果を見ますと、16ページの表6に記載しておりますけれども、この項目は、1つの世帯において複数経営が行われているものを把握するためのものであったのですが、それに該当する事例が300世帯未満と極めて少ないといったことから、削除するというもので、これについても、そういう事情であれば私どもは適当ではないかと考えているところであります。

この関係の御説明は以上であります。

○西郷部会長 ありがとうございます。全て適当という判断ですので、農林水産省から補足説明はございますか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 特にございません。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと長かったのですけれども、今の審査メモで申しますと14ページ目か

ら16ページ目までということになりますか、これに関して、事前の審査の結果は全て適当という判断でございましたが、何か御意見等ございましたら、委員、専門委員の方からお願いいたします。

よろしいですか。何かございますか。

○納口専門委員 戻ってしまって恐縮なのですが、すみません、資料3-1の10ページの農産物の出荷先のところについて、これからは農山村地域調査票に入りますが、ここで先ほど、本日配付された資料3の2ページで、さらに若干の紛れがないようにという変更案が農林水産省から出されているのですが、これについて検討はしないのですか。

○西郷部会長 これですか。あわせてしたつもりでしたのですけれども、すみません。

○橋口専門委員 よろしいですか。多分そのことは検討したのですけれども、私の聞き間違いだったら大変失礼なのですけれども、部会長が、審査メモのほうで決着とおっしゃったので、多分それは勘違いで、本日新たに追加された資料3-2の変更案で決着ということだったのではないかと思うのですけれども。

○西郷部会長 そうです。すみません。

○納口専門委員 では、結構でございます。

○西郷部会長 すみませんでした。それは私がちょっと不正確な表現をいたしました。こちらの、本日新しく書いていただいたほうで決着という、橋口専門委員、どうもありがとうございます。

それでは、元に戻らせていただきまして、審査メモの14ページから16ページまでに関して、適当という判断に関して何か御意見等ございますか。

ないようでしたら、事前の審査のとおり、表現等の変更は適当と判断させていただきます。

17ページに関しては既に議論いたしましたので、今度は、審査メモのほうで行きますと18ページ以降になると思います。それでは、最後の調査票になりますけれども、農山村地域調査票の変更についてということで審議を行っていきたいと思います。

まず、審査メモの18ページ目の上のほうで、「【1】立地条件等」というところがございますけれども、この「立地条件等（最も近いDID（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間）」ということに関して、まず、金子調査官から御説明をいただきたいと思えます。審査メモの範囲としては18ページから21ページまでということになります。では、金子調査官、よろしくをお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、説明させていただきます。

まず、審査メモの18ページを御覧いただければと思います。農山村地域調査票については、調査事項の変更と5点変更が計画されておりまして、まず1点目は、18ページの「【1】立地条件等」という部分の変更であります。具体には、農業集落の中心地から最も近いDID（人口集中地区）の中心地である生活関連施設及びその施設までの所用時間を把握する項目を追加するというものであります。

これにつきまして、現在、農林水産省では、都市農村共生・対流総合対策交付金といったような制度を通じまして、人口減少が著しい中山間あるいは離島といったところでの定住化への取り組みを行ってございまして、そこでの人口の増減は生活環境と密接な関係があるということで、生活環境に関し、より詳細な情報を得るためにこうした変更を行いたいということでありまして、私どもとしては、幾つかの観点から、さらなる検討が必要ではないかと考えているところであります。

具体的には、18ページの下の論点に書いてありますとおり、まず1点目として、生活関連施設として設定されている「市区町村役場」とか「農協」とか「警察・交番」といったものはどういった観点で選定されているのか。また、実はこういった調査事項については、前々回、2005年のセンサスのときに、センサスの中ではなくて、センサスに附帯する一般統計調査として調査されているということがございまして、そういった過去の調査結果は具体的にどのような政策において利用されたのかといったことを確認する必要があるのではないかと考えております。

それから、2点目は、DID及び生活関連施設までの所用時間、これは、そもそも徒歩による時間なのか、乗り物を利用した時間なのかについて、調査票上では明確ではなく、こうした記載ぶりだと調査結果に紛れが生じることがないのかどうか。

それから、3点目といたしまして、先ほど申し上げたとおり、前々回のセンサスでは、センサスに附帯する一般統計調査として調査されたわけですが、その際には、全ての集落を対象にしたものではなくて、当時、全体としては11万集落ということですが、そのうち約2万3,000集落を抽出した標本調査という形で実施してございまして、今回、これにつきまして、全集落を対象としなければいけないのかどうかを確認する必要があるかと考えております。

それから、この部分につきましては、本日お配りした資料3の3ページで、一応追加論点ということで、表現ぶりでございますけれども、「DID名」という表現を使っている部分が少しわかりにくいのではないかと追加論点もいただいているところであります。

それから、次の19ページに行ってくださいまして、変更事項の2点目といたしましては、「農業集落内での活動状況」の「1 寄り合いの開催状況」という部分で、その寄り合いの議題の選択肢として新たに「再生可能エネルギーへの取組」といったものを追加するとともに、前回調査結果を「前回値」としてプレプリントすることを計画しているということとあります。

ここにつきましては、先ほども農林水産省から御説明がございましたけれども、今、「攻めの農林水産業」ということでいろいろな施策を行ってございまして、その一環として、農山村における地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入、その導入によって地域を活性化するというところを行ってございまして、農業集落におけるこうした再生可能エネルギーへの取組への意向を把握するために追加をしたい。あと、プレプリントについては、記入者への利便といった観点からの措置ということとあります。

この部分につきましては、再生可能エネルギーの点に関し、論点ということで少し記載させていただいております。そうした再生可能エネルギー関連施設の建設は、集落独自というよりも、地元の市町村とか自治体が主体となって取り組んでいるのではないかと。そういうことであれば、当然おのずと寄り合いの議題になるケースも多いということで、別に集落に調査を行わなくても市町村対象の調査で調べれば足りるのではないかと。また、先ほど申し上げた「攻めの農林水産業」という政策との関連で、この結果はどのように利用されるのかというところを確認する必要があるのではないかと考えているところであります。

それから、その次が19ページの一番下の「農業集落内での活動状況」の「3 地域資源の保全」という部分であります。ここにつきましては、地域資源の保全の実施主体につきまして、「農業集落単独」か「複数の農業集落」ということを把握する項目を追加する。また、さらにその保全に当たっての外部との連携状況を把握するために、その連携先として「都市住民と連携している」とか、あるいは「NPO・学校・企業と連携している」といった項目を追加するというところであります。

それから、前回調査結果のプレプリントは、先ほどと同様であります。

具体には、審査メモの20ページに、少し字が小さいのですが、枠書きで書いてあるところがございますが、これにつきましては、農村地域の過疎化とか高齢化が進行する中で、地域資源の保全管理の脆弱化が懸念されていることから、新たに保全主体の範囲とか、あるいは地域住民以外との連携状況を把握するために追加しようということになります。これについても若干論点を記載しておりますので、この調査事項から得られた調査結果については、関連のいろいろな交付金による施策の推進とか効果の検証のデータとして利用されているということですので、今回は、それをさらに詳細に調べるということで、具体的に調査結果の利用の向上という面では、どのような向上が見込まれるのかという部分がございます。

それから、この部分では、本日の追加論点の資料3のところでも、4ページ目でございますけれども、表現ぶりにつきまして、御覧のとおり、ちょっと選択肢の表現が、地域資源を保全している主体が「農業集落単独」とか「複数の農業集落」とやや紋切り調になっている部分について、表現がわかりにくいのではないかと追加論点も出されているところであります。

次に、審査メモに戻っていただきまして、21ページ目でございますけれども、ここは、「集落内の活動状況」の「4 活性化のための活動状況」という部分で、農業集落内での住民が主体となった各種活動の実施状況に関する調査事項を追加するというところであります。

これも施策関連のものでありまして、農林水産省のほうで現在、地域資源を活用しながら、都市と農山村の共生・対流というものを推進しようということで、それによって、農山村における所得とか雇用の増大を図って、地域活性化とか地域コミュニティの再生とい

うものを進めようという政策を推進しているということであり、その関連の施策の効果の検証のためのデータとして、こういった関連事項を追加したいということでもあります。

ただ、これも若干論点として記載しておりますけれども、まず、この調査内容の活動内容の選択肢として設定されている「伝統的な祭り・文化・芸能の保存」とか、あるいは「各種イベントの開催」「高齢者等への福祉活動」、こういった区分はどういった考え方で選定されているものなのかということが1つ。さらに、これも実は先ほどと同様に、前々回のセンサスにおいて、センサスに附帯する一般統計調査として実施しております、その際は、全数調査ではなくて抽出調査として行っておりまして、何ゆえ今回、全数調査であるセンサスで調べなければいけないのかについて、確認する必要があるのではないかと考えているところであります。

さらに、これは先ほどと同様なのですけれども、本日の資料3の5ページ目に、やはり先ほどと同様に、選択肢の表現につきまして追加論点が出されているところであります。

この部分の説明は以上であります。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、調査実施者である農林水産省から御説明をお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 それでは、回答の第1回の資料3-2の9ページからでございます。農山村地域調査票の農業集落用の「【1】立地条件等」になりますけれども、まず、分類がどうなっているのかというようなこと、それから、どのように利用されているのかということでございます。

生活関連施設として設定している項目は、農業集落で生活する上では必要不可欠なものという観点から、公的機関、学校、スーパーを設定しており、公民館についても、集落住民が教育文化・健康・福祉等のさまざまな活動を行う上で必要なものとして設定しております。

利活用の面でいきますと、2005年センサスの附帯調査結果における項目の利活用は、食料・農業・農村基本計画（閣議決定）における「快適で安全な農村の暮らしの実現」というところで資料として活用されております。

それから、全数調査により実施した2000年センサス結果は、各生活関連施設への所用時間と総戸数の相関関係を見るなど、限界集落への対応のあり方や集落機能の維持・再生方策を検討するための分析資料として政策の検討に利用されているところでございます。

次のページに移らせていただきますが、使う交通機関の違いによって意味合いが異なるのではないかと御指摘を受けているところでございます。

所有時間とあわせた移動時間の把握については、利便性を把握する観点から見れば、時間とあわせた移動手段についても把握の必要はあると考えております。しかしながら、交通手段も把握する場合には、項目の増加による記入者負担等の観点から、優先度は低いと判断して、調査票への設定は行っていないところでございます。

それから次に、なぜ今回は全数であるセンサスにおいて実施しなければならないのかと

いう部分でございます。

農山村の活性化や地域コミュニティの再生を図るため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金や都市農村共生・対流総合対策交付金により、農山村への定住や地域間交流を促進することとしております。こういった中で、各集落の実情に合わせたきめ細かい施策の展開や効果の検証が可能となることから、全数調査としての実施をする必要があると考えております。また、現在進めております人・農地プラン等の個々の地域に密着した施策が推進されており、集計値としての利用だけでなく、個別の農業集落データとして提供し利用が図られることが重要であると考えております。

それから、その関連でございます。本日の資料3の3ページになります。よろしいでしょうか。御指摘は、「農業集落に最も近いDID名及び中心地にある施設名」という部分でございますが、そのDID名という表現がわかりにくいという御指摘でございます。

御指摘を踏まえ検討しまして、確かに、DID名ですと、調査対象の方で、個別のDID名がおわかりにならない方もいらっしゃるのではないかとこのことを考えまして、その部分を見直すという形にさせていただいております。修正案の部分では、「DID名」の部分を取りまして、「農業集落に最も近いDIDの中心地にある施設名」の部分だけに絞らせていただいたところでございます。

また、回答のほうに戻らせていただきますけれども、10ページの部分でございます。「【3】農業集落での活動状況」－「1 寄り合いの開催状況」という部分でございます。これが、再生エネルギーの部分につきまして、市町村に対して調査をすれば足りるのではないかとこのような部分でございます。

本項目につきましては、地域活性化の指標の一つとして捉える観点から、農業集落における取り組み状況もしくは取り組み予定を把握する目的で設定しているものです。御指摘の市町村への調査については、利用部局の要望を踏まえつつ、調査票の私どもの検討段階で、地域資源を活用した再生可能エネルギーの発電施設数を設定してやってみたところでございます。そういったところでも、市町村への現地実態把握によって、要望に合致する施設数を把握することは困難であることが判明したため、削除をしたところでございます。

次に、11ページの部分でございますが、「攻めの農林水産業」の具体化の方向との関係において、当該調査の結果をどのように利用していくのかという部分でございます。

現在、再生可能エネルギーの導入を図ること、先ほどから再生可能エネルギーと申しておりますが、太陽光発電あるいは風力発電、あるいは小水力発電等というようなこととなりますけれども、農山漁村の活性化につなげていくことが重要となっている中で、再生可能エネルギーの導入による農山漁村の活性化の効果を最大化するために、「攻めの農林水産業」を具体化させる一つの方策として、農林漁業者またはその組織する団体を初めとした地域の主体が主導する取り組みを育てていくこととしております。

本調査結果は、地域コミュニティの最小単位である農業集落において、地域における取り組みへの移行及び取り組み状況を把握することにより、導入状況及び導入の可能性等を

分析するなどの基礎資料に活用するというところでございます。

次に、「地域資源の保全」の中で、関連施設の推進や効果等を検証するためのデータとして利用されているとのことであるが、より詳細な実態把握を行うことについてはどのような調査結果の利用が見込めるのかという部分でございませう。

現在、農林水産省では、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流などを促進し、地域活性化と地域コミュニティの再生を図るため、集落が他の集落、市町村、NPO等の多様な主体と連携して形成する集落連合体による地域の手づくり活動を支援する都市農村共生・対流総合対策交付金を平成25年度から予算化したところでありませう。また、平成19年度からは、農地・水保全管理支払交付金によって、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取り組みに対して支援を行ってきたところでありませう。また、ちょっと下がりますが、平成25年5月21日に閣議決定された農林水産業・地域の活力創造本部においても、農山村地域の活力創造のための政策を地域の視点に立って検討する方向であることから、農山村地域の状況を把握しておくことの重要性が高まっております。

こういった中で、地域資源や環境の保全に対する農業集落の取り組み状況は、これまでも農山村地域調査で把握してきたところでありませうけれども、連携状況の把握は、施策の推進や効果の検証を初めとして、今後幅広い活用が見込めることから、項目として設定させていただきたいということございませう。

今までのところについても、今回の資料3の部分で御指摘がございました。4ページ目になります。「地域資源の保全」の部分で、地域資源があるという場合の保全をしているという場合の「農業集落単独」あるいは「複数の農業集落」という表現について、本来であれば、「単独の農業集落のみで保全を行っている」あるいは「他の農業集落と共同で保全を行っている」ということではないのか。理解されにくいのではないかと御指摘を受けて、よりわかりやすい形ということで、下のほうになりますけれども、「単独の農業集落で保全」、それから「他の農業集落と共同で保全」という形に見直させていただきます。

次に、また回答のほうに戻らせていただきます。12ページになりますが、一番上のほうになります。「農業集落内で活動状況－4 活性化のための活動状況」ということで、設定されている事項についてどのような観点・経緯から設定されているのかということございませうけれども、活動内容の区分は、農業集落の活性化状況を捉える指標として有効な項目及び本調査結果の主な利用目的である「都市農村共生・対流総合対策」に対応した項目という観点から設定しているところございませう。これら項目について、2005年センサスの農村集落調査においても活動の有無を把握していた事項もそこに上げている部分ございませう。

また、設定に当たっては、利用部局の要望を踏まえつつ、協議を行いながら進めており、調査結果の分析等、利活用の観点からも妥当なものと考えているところございませう。

次が、この部分について、標本調査で2005年に実施していて、なぜ今回は全数でなければいけないのかという御指摘でございます。

これも、先ほども同じような部分がありましたけれども、こちらの場合には、政策として農山村の活性化や地域コミュニティの再生を図るために、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、あるいは都市農村共生・対流総合対策交付金により、農山村への定住あるいは地域間交流を促進するとともに、グリーンツーリズムや体験教育等、農業集落が市町村、NPO等と連携した活動に対して支援を行うことにしております。

そういった中で、地域活性化に関する農業集落内での活動予定や活動状況を把握するとともに、農林業経営体調査結果や平地、中山間・離島等の立地条件と合わせた比較・分析等を行うことによって、各集落の実態が明らかとなり、各集落の事情に合わせたきめ細かい施策の展開や効果の検証が可能となることから、全数調査として実施する必要があると考えております。

先ほどと同様に、人・農地プラン等の個々の地域に密着した施策が推進されており、集計値や事例値としての利用だけでなく、個別の農業集落データとして提供し、利用が図られることが重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

すみません、ここにつきましても御指摘を受けております。本日の資料3の5ページになります。「活性化のための活動状況」の設問文中の「農業集落単独」や「複数の農業集落」については、「単独の農業集落の活動として行われている」あるいは「他の農業集落と共同して活動が行われている」ということだと思われるが、現状では理解されにくいのではないかという御指摘を受けまして、下のような形で、「単独の農業集落で活動」「他の農業集落と共同で活動」という形で修正させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。非常に長いものになっているのですが、審査メモでいいますと、18ページ目から21ページ目、それに、本日お配りしている資料3の3ページ目から5ページ目までに関してですけれども、まず、簡単に済みそうな、本日お配りした資料3の3ページ目から5ページ目までの文言の修正という形になると思いますけれども、これに関して何か御意見等ございますか。不明確であった文言を明確にしたという形なのですから、いかがでしょうか。

特に御意見がないということであれば、本日お配りした資料3に示されたような形で文言を修正するというので、適当と判断させていただきたいと思えます。

○椿委員 文言はそれで構わないと思うのですが、先ほどの審査メモの中に、移動手段ということについては、車で行くとか自転車で行くということに関して、地域性があるって本当に大丈夫なのかということが書かれていて、回答においては、ニーズは乏しいという御回答だったように思うのです。けれども、やはり本来は、これは、集落の中心から各施設とかDIDの中心まで、要は、距離とか道路状況はどれだということに対して、それ

を回答するのが非常に大変だから、おおむねこういう形の調査票が設計されているのではないかと想像するところなのです。その辺は、もちろんある程度統一したものを聞いても構わないのではないかとすら思ったのです。

○西郷部会長 ありがとうございます。それは、審査メモで言うと18ページのところで、何で移動するのかによって時間はもちろん違うわけなので、ある程度、例えば「徒歩で」とか、何か統一的な基準で時間をはかるようにしないと、上がってきた調査票を集計してどういう意味があるのかということだと思えるのですけれども、どうでしょうか。

○椿委員 あるいは利便性を考えれば、集落の方の典型的な移動手段というようなことです。本来、距離を測ったらどうかと思うのです。けれども、それを調査でやるくらいだったら、逆に別の手段で幾らでも別途調べるということもあり得ると思うのですが、私は、その点についてだけは少し考えていただいたほうがいいのではないかと思います。

○西郷部会長 それに関してはいかがでしょうか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 私ども、実を言うと、決して必要ないとは思っていないわけです。では、どちらを優先するかという形でこれを選択してきたわけでございます。やはり椿委員がおっしゃったように、想定しておりますのが、通常の利用手段でどれだけかかるかというような、利便性という形のものを想定して過去から実施してきているという状況でございます。そういった場合に、ここでは車は使わないだろう、ここは自転車で行くというような部分について、その手段に基づいた時間、通常使われる交通手段による時間をということを優先、必要な時間数を優先させているというのが、これまでの基本的な考え方としてやってきている部分でございます。

○西郷部会長 例えば、椿委員は直接聞くのは難しいというような御判断ですが、道のりがどれぐらいですかというような、何キロかというような聞き方で、それを車で行けば多分何分になるだろうし、歩けば何分になるだろうしという、交通手段のことではなくて、どれぐらい距離が離れているかということのほうが、むしろ統一的な基準で調査ができるのではないかとというような御意見だと思いますけれども。

○椿委員 何キロであって、これも聞くことが難しいことは承知なのですが、標高差がどれくらいあってというような、要するにアクセシビリティ全体を本来聞くような話があるのではないかと考えたというだけです。

○橋口専門委員 ただ、距離は同じでも、例えば小学校とか、スクールバスみたいなものを用意しているような学校もありますし、そうすると、徒歩で行くのか、スクールバスを使うのかというのは、逆に道のを聞いてもわからなくなって、やはり時間距離ということとをここであえて把握するということが一つの考え方ではないかと思います。ひょっとしたら、道のりだとGISとかを使えばわかるかもしれないので、住民の人が日常的に使っている交通手段を使って行く場合の時間はどのぐらいですかということと聞くことそのものは、私は意味があるのではないかと考えるのですけれども。

○椿委員 今の典型的な移動手段ということに限定するのは、私も別な意味があるとは思

うのです。実は、それもいろいろな意味で換算できる。例えば、お年寄りがもうほとんど移動手段を失った場合には、実は、先ほどのように非常に大きなまた別な意味を持つとかということがあるのかなと思ったのです。いずれにせよ、そこを回答者がどう答えているかということがわからない状況は、やはりちょっといかなるものかなと。むしろ審査メモのほうの感覚に近い感覚を私も持っているということなのです。

○西郷部会長 どうしますか。それに対応して、御回答が今いただけますか。

○星下農林水産省課長補佐 実は、この農業集落調査あるいは、ここにも書いてありますが、2005年は農村集落調査で調査したのですが、その時点までは、農林水産省の職員が実際その集落に行って調査をしておりました。ですから、調査の仕方としては、先ほど室長が申しあげましたとおり、ふだんそこにお住まいの方々が移動される交通手段でどのくらい時間がかかりますかと。極端な例を申しあげますと、小学校であれば、小学生の子供さんが徒歩で通って行ける時間、そういったところで調査をしておりました。ですが、現在この調査は調査員調査でやっており、以前やっておりました職員調査のときのように、職員にそういう聞き方をしなさいという指導ではなかなか難しいかと思しますので、調査員の手引なり、あるいは、これは自計調査員になりますので、記入の仕方なりにそのあたりは明記して調査したいとは考えております。

○西郷部会長 椿委員はいかがですか。今のところ、よくはなかなか。

○椿委員 今の調査環境に関しては、そういう状況があるということはよく納得します。例えば、それでしたら、小学校、中学校というものに関して、徒歩とか、ほかはもうほとんど大人の利用を考えて、病院も徒歩でもいいのかもしれないけれども、その他の利用のところに関して、一般的な普通の交通手段、軽乗用車でも何でもいいのです。少しそこを分けて書いて、いずれにしても、そこが散らばることが、片や自動車での移動手段で考えるということがあって、被調査者に依存している状況を何とかできないでしょうかということなのです。

さっき言いましたように、GPSでやれば、徒歩なら何分、何とかなら何分という形で、むしろ最寄りの所在地自体を聞くことですらあり得ることだと思のです。それは、もちろん加工が大変だということでこだわりません。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 椿委員の御指摘を踏まえまして少し検討させていただきます。確かに、私どもも一番欲しいのは、通常使われている手段によってどれぐらいかかるのだろうかというところが従来からの形でありますので、例えば、一番端のところ、それは通常、どんな手段を使ってかということが選択できるとか、そういうようなことも検討はできるのかなと思っています。そういったことも含めて、ちょっと検討させていただければと思います。

○椿委員 どうもありがとうございます。今みたいなものがあるのは非常に情報としては大きくなってくると思います。

○西郷部会長 前回の資料3-1の審査メモの18ページに関して、何かほかに御意見等ご

ざいますか。

○橋口専門委員 よろしいですか。今、既に調査の手法ということで議論がなっていましたので、既にこの調査項目が重要だという前提だったのかもしれませんが、付け加えて申し上げたいのは、集落の立地条件としての生活関連施設からの距離ないし時間距離というデータは、集落の戸数の減少とか、そういった集落の特性を示す上での重要な属性としてのデータだと思われまして、集落を分級する際にも使える、多様な分析に資する重要な項目ではないかと思えます。その聞き方の工夫の点を含めてですけれども、これが有効なデータとして活用されるように、ぜひこういった調査をやっていただきたいと思っております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、審査メモの18ページに関しましては。どうぞ、お願いします。

○竹原委員 単純な質問なのですが、最寄りの生活関連施設の選択についてありましたが、農業集落で生活する上では必要不可欠なものという視点で選択されたとお書きになっておられますけれども、郵便局はそれには該当しないのですか。

○西郷部会長 その点も含めて次回御回答ということでよろしいでしょうか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 確かに重要だとは間違いなく皆さん思っているのですが、これまで入れてきていないという経緯があるものですから、ちょっと今、再度調べさせていただいて、なぜ入れてこなかったのかということも含めてちょっと検討させていただきます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、審査メモの19ページの項目に関してはいかがでしょうか。

○橋口専門委員 よろしいですか。1つ、再生可能エネルギーへの取り組みが加わっていることについても審査メモに書いてあるのですけれども、確かに、いわゆる風力発電とかメガソーラーとかと言われるものであれば、かなり大規模で市町村の関与が強いと思うのですけれども、農山村における有力な再生可能エネルギーとしましては、いわゆる小水力発電、あるいはバイオマスといったものも挙げられますし、そういった小水力発電あるいはバイオマスエネルギーの活用というのは、必ずしもそう大規模なものでもないもので、やはり集落の取り組みとして議題になっているか否かをここで聞くのは、時宜にかなった適切なものではないかと私は考えます。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、付け加えるということに関しては、適切というのが橋口専門委員の御意見ということですが、ほかに、審査メモの19ページに関しまして御意見ございますか。

なければ、再生可能エネルギーへの取り組みというものが追加されることに関しても、適切というような判断を下させていただきたいと思えます。

それでは、審査メモの20ページに移りまして、この点に関してはいかがでしょうか。

特に御意見がないということであれば、調査実施者である農林水産省の回答をもって適当と判断することになりますけれども、よろしいですか。

それでは、ここは適切と判断させていただきます。

21ページに参りまして、「農業集落内での活動の状況」－「4 活性化のための活動状況」に関してですけれども、こちらに関してはいかがでしょう。よろしくお願いいたします。

○橋口専門委員 たびたびで申しわけございません。私自身は、この活動内容の区切りというのは、伝統的なものというのは、旧来からの文化を保存しているか、あるいは各種イベントというのは、現代的な取り組みが必要かということも含めて、区分としてはこれでよろしいのではないかと思うのですけれども、あと、ここ以外の部分でも、抽出調査で行う可能性云々ということもほかにも幾つか出てきておりましたので、ちょっとこれに関しては意見を言わせていただきたいのですけれども、やはり集落のデータというのは、以前活動が行われていた集落が、今はなされなくなったりとか、あるいは、地域資源がかつては保全されていたのに、今はそうではないとか、そういう集落機能の低下といった問題を捉える時系列データといいましようか、あるいは動態統計としてこれを活用するというのが非常に有効ではないかと思うのですけれども、そうなった場合に、抽出調査ということですと、なかなかそれが難しくなるのかなと。

特に、最近では農山村地域の活力低下が危惧されているのですけれども、特に問題は、そういった集落が点的な存在としてばらばらとあるのか、あるいはまとまって面的に、特に河川の上流部とか、そういう自然環境保全の上で重要なところにまとまって存在しているのかとか、そういったことを判定するのが重要ではないかと思うのです。そういった意味でも、こういった調査というのは、全体的に全数調査でぜひやっていただきたいというのが希望としてございます。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、特にほかに御意見がないということであれば、これも調査実施者からの回答をもって適切と判断させていただきますけれども、よろしいですか。

お願いします。

○椿委員 むしろコミュニティの力という調査は、農林水産省だけがこういうことをやっているように見えるところもあるのです。けれども、本来は、都市域ですらこういうことが必要な調査です。こういう項目が、統計の中で減らさなければいけないということで減らされてきた歴史があるかと思うのですけれども、やはりそのときに、かなり昔のことですけれども、一体どこでコミュニティの力みたいなものを計る調査というのを国が作るかということが問題意識として出て、発言した記憶があるのです。

特に農業の場合、やはり農村地域は、今、御発言もありましたけれども、自殺という意味では非常にリスクの高いホットスポットになっていて、クラスター化しているのですね。

やはりコミュニティというようなものの活動が維持できているかどうか、そこが、ここに書いてある高齢者の対策とかということも含めてかなり、まだ人口が少ないのでそれほど問題視されていないかもしれませんが、リスクとしては非常に大きい状況となっているということを十分考えていただいて、こういう調査は大切にしていただいたらと思います。

先ほどのアクセシビリティも、実はそれに非常に関連しているということが実証されております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに何かございますか。ぜひこういう調査はやってほしい、そういう調査項目は含めてほしいという御意見でしたので、これに関しては適切と判断させていただきます。

すみません、予定していた6時半という時間に来てしまったのですが、本日はもう少し審議をしておきたいので、もう一つぐらいやらせていただきたいと思います。もちろん、御予定がある方は御退席いただいて結構ですので、よろしくお願ひします。

それでは、その次の項目ということですが、先ほど順番を変えて議論すると申しました経済センサスとのかかわりに関して、もうちょっと時間が過ぎているのですが、議論させていただきたいと思います。

それで、調査事項の変更に関わる審議は一応終わったということなのですが、以降は、調査の実施時期や調査方法の変更について議論いたしますが、先ほど言いましたように、トピックの順番を変えて、経済センサスとの関係に関する検討というところに移らせていただきたいと思います。審査メモでいいますと、ちょっと後ろのほうになりまして、30ページということになります。前回の資料3-1の30ページになりますけれども、今後検討を要する事項ということで、今回の農林業センサスの実施に当たり、調査計画等を変更するものではないのですが、経済社会状況の変化等を踏まえて、今後検討が必要と考えられる事項について議論をいただくものです。

このうち、農林業経営体に対する全数調査である農林業センサスと、それから、事業所ないしは企業を対象とする全数調査である経済センサスとの関係について整理が必要ではないかということが、基本計画部会のところ等でも話題に上っているということですので、これに関しまして、金子調査官から資料に基づいて御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、審査メモの30ページを御覧いただければと思いますが、ここで経済センサスとの関係に関する検討ということで、まず、経済センサスー活動調査、これは平成24年2月に実施されたものです。この中で、農林業部分については、個人経営の事業所、いわゆる農家とかは除かれているのですが、会社とか組織経営体については調査対象になっており、農業関係の調査事項でありますと、全体の売上金額のほか、耕種農業ですとか畜産農業とか、そういった業態別の売上金額も把握されている状況であります。

その一方で、御存じのとおり、農林業センサスの農林業経営体調査では、過去1年間の農産物の販売金額といった、ある種、類似というか同様の情報を把握しているというよう

なこともありまして、両センサスの関係について整理する必要があるのではないかと
ことであります。

具体には、その下の論点に記載されておりますとおり、例えば1つの方法として、当然
調査時期とかといったものは違うのですけれども、経済センサスー活動調査から得られた
情報を利用することで、この農林業経営体調査の調査事項の簡素化とか、あるいは代替と
いった余地がないのかどうかということを検討する必要があるのではないかと。

さらに、本日お配りいたしました資料3の7ページということで、この関係の追加論点
ということで、枠書きに記載されておりますとおり、両方のセンサスの調査対象になっ
ているものの中で、特に会社経営体とかについては、両センサスでデータリンクージュを行
うということで、新たに有用な統計を作成する必要はないのかどうか、そういった点につ
いて検討する必要があるのではないかと考えているところであります。

簡単ではありますが、以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、調査実施者から、今の追加まで含めての論点に関して御説明をお願いいた
します。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 おおむね本日の資料3の7ページで論点の部分も大
体含めて回答ができていますと思いますので、それを見ていただければと思います。7ペ
ージ目でございます。

ここでは、データリンクージュまで含めて必要な統計を整備する必要があるのではない
かという御指摘でございます。

経済センサスは、農業、林業に属する事業所で個人の経営に属するものを対象から除
いているものの、法人等については、農林業センサスの調査対象と一部重複するものが存在
するというところでございます。

2番目のほうになりますけれども、代替可能性の部分でございますが、法人経営は、家
族経営や非法人の組織経営などとの経営の差異を比較する上で重要性の高い集団であり、
積極的に法人化を推進している当省としては、経営体の発展過程における目標とすべき重
要な一つのステージとも言えることから、代替により関連する調査項目において時点の差
に起因する内容的不整合を招くことは、結果利用上の支障を招くことから困難であると考
えております。

しかしながら、御指摘のとおり、データリンクージュを行うことは、経済センサスで把握
していて農林業センサスで把握していない項目の活用が図られる、逆もしかりというこ
とでございますけれども、統計の高度利用に資するものであると考えられることから、デ
ータリンクージュ、名寄せなどを行ってやっていくことになるかと思いますが、それに当た
って、必要なコストに見合うニーズの有無等を踏まえて前向きに検討すべきことだと考
えているところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 すみません、もう一点つけ加えさせていただきます。

これには書いておりませんが、今回のセンサスからは、経済センサスで把握された事業所のデータもお借りしながら、母集団整備にも、我がほうで捉えられていなかった部分があるのではないかとということで、母集団整備の段階から利用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

調査客体の負担を考えると、調査対象の重複はできるだけ排除すべきであるということが一方ではあるのですが、もう一方では、農林業センサス、これは10年に一度、世界農林業センサスが行われているということで、どの国を見ても、いわゆる産業調査としての経済センサスとは別個の形で農林業センサスというものが行われていることが多いと。ですけれども、同じ産業統計の枠組みの中であるということで、どのように役割分担をしていくのかということは、どこの国でも非常に難しい部分があるということなのですけれども、今回問題になって、論点として上げられているのは、いわゆる法人経営に近いところで、それであると、経済センサスー活動調査ないしは経済センサスの調査対象にもなっているの、その辺の整理が、例えばデータの一部の位相であるとか、そういうことができるのではないかとということであるのですが、御回答としては、そもそも農林業というのは、フォーカスも経済センサスと大分違うし、これまでずっととってきた、時系列データとして調査してきたということもあるので、もちろん母集団名簿の整備等に経済センサスの結果を活用することはやぶさかではないけれども、調査項目そのものに関しては、やはり農林業センサスのほうでとっていききたいという整理になっているかと思えます。

今の点に関しまして、特に委員、専門委員の方から御意見等がございましたらいただきたいと思えます。

○納口専門委員 すみません、よろしいでしょうか。農林水産省からのお答えの2番にあります点を私自身はかなり重視しております。法人も含めて農林業経営体として捉え始めたのは2005年のセンサスからでございます、それ以降、2010年、次回が2015年ということで、初めて2つのインターバルを比較するというようなことができる状況になってくるわけです。それで、農家と法人というのは、かなりのケースについて連続的であると、つまり発展方向が、書いておられるとおりですけれども、農家が発展していく中で法人になっていくものが多い。これが法人の一つのタイプですので、やはり同じ調査年で、同じ項目でとるのが重要なのではないかと考えております。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますか。橋口専門委員、いかがでしょうか。調査体系の中での話なので、調査項目とはまたちょっと違った観点が必要になる。

○橋口専門委員 申しわけありません、私は、審査メモにあった代替可能性ということ自身がちょっとよく理解できていなかったものですから、よくわかりません。代替可能性というのはどういったことになりますでしょうか。

○金子総務省政策統括官付調査官 これは当然のことながら、両センサスは、調査時期も違いますし、そういった意味で現実的にはなかなか難しいだろうなというのは重々承知していたのですけれども、ただ、一部、調査事項に類似なものがあるので、概念的にそういうことも考えられるため、論点として上げたということでもあります。ただ、現実性は非常に乏しいのではないかと問われれば、確かに難しい。

○橋口専門委員 その時期が違うということは大前提とした上でということでしょうか。

○金子総務省政策統括官付調査官 基本的に時期は違う。ただ、次の追加論点にも書いてありますけれども、それぞれのセンサスで固有に調査している事項があって、時期が少しずれていることは前提としても、それらをリンケージすることによって、有用な統計をつくるという可能性はあるのではないかと考えているところであります。

○橋口専門委員 今、本日の追加資料の3の8ページ、この赤で書かれている農林業センサスで把握していない項目の中で、そのまま使えそうなのは、多分、開設時期、電子商取引というものは使えるのかもしれませんが、後者は農業にとってはそれほど重要ではないように思います。いずれにしても時期がちょっと違うと、特定の時期の土地や労働力、資本といったものを組み合わせて最終的な生産という成果が生み出されるので、違う時期のものを組み合わせると、分析自身も、例えば土地面積当たりの販売額とか、あるいは資本装備金額当たりの販売金額とか、従業員1人当たりの販売金額とか、そういったものも全てずれが出てくるので不都合が生じるのではないのでしょうか。永久に変わらないような項目、先ほど申し上げた開設時期とかは確かに使えると思うのですけれども、なかなか難しいのかなという感じはいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 こちら辺については、私どもも具体的にどの程度そういった利用可能性があるのかということをご伺いしたいところでありまして、例えば先ほど1つ例がありました電子商取引、これは法人だけでなく、一般の農家の方でも、最近ネットを使って販売をしているとかというケースもありますし、何かそういう可能性があるのかなということで、問題提起をさせていただいたということでもあります。

○橋口専門委員 電子商取引については、ちょっと別なことを考えておりました。すみません、わかりました。

○西郷部会長 ほかにいかがでしょうか。岩村委員、お願いします。

○岩村専門委員 第35回の産業統計部会のデータリンケージのところでもお話ししましたが、農業、工業、商業等、産業ごとの特殊性はありますが、例えば本日の労働の問題でも、産業間の境目がなくなり、重なっている部分が多くなってきている。ですので、そのような部分については共通している項目についてデータリンケージすることで調査を整理されてはいかがかと思っております。

共通項の整理に当たっては農林業センサスと国勢調査、経済センサスのそれぞれ一対一の整理ではなく、それぞれの調査の調査項目の中から共通性のあるものを整理され、また、後のデータの活用を考え、調査時点からキーコードをどうするのか等、システムの整理も含め、データリンケージを考えられた方がよいのではないかと思います。

データ活用にあたっては、いろいろなデータが統合され、農業を製造業として、加工業として、商業として今までは見られなかった視点からの活用が可能になると思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

○金子総務省政策統括官付調査官 まさに御指摘のとおりで、会社とかは、一般的な産業と共通する部分があるので、そういったところでの共通項をどうするかということがあります。経済センサスで非常に有用な部分は、主業だけではなくて、いわゆる副業といえますか、そういった部分も把握できる場所です。つまり、農業をやっている人について、サービス業なり製造業なり、従産業として行っている部分も把握できる。つまりその企業の全体像がわかるということです。したがって、この追加論点にも書いてあるとおり、今いろいろとほかの産業が農業に入ってくる、あるいは農業がほかの産業と連携する、こういう状況が出てくると、全体像を捉えることが非常に重要になってくるのではないかと。そういった意味で、時期も違いますのでなかなか難しいところがあるのですが、リンケージという形で、ある程度有用な統計をつくることのできる部分があるのではないかと考えているところであります。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 よろしいですか。私どもも、最後のほうに書いているところで、前向きに検討したいということをお願いしているところでございます。ただ、ちょっと解説をしておいたほうがいいのかと思うのは、先ほど橋口委員がおっしゃった代替可能性という部分で総務省から御指摘があった部分がございますけれども、私どもも回答の2番目で、「内容的不整合」というのがちょっとわかりにくい言葉になっているのかなというところがございます。具体的に申し上げますと、例えば、先ほどありました作付面積等を把握している中で、それとの販売金額の妥当性、あるいはその年に大きな被害があったとか、ある地域ではこういった被害があったというようなところに対しての所得の減とかといったものが、2年、3年違うところのデータを使うとなると非常に難しい部分が出てくるといようなことが、内部的な不整合と言っている部分の例でございます。

それから、先生がおっしゃったように、データリンケージの部分では、御指摘のとおり、名寄せするというのが、今、実を言うと大変な部分がございます。経済センサスのデータと私どものデータをマッチングしていくためには、何しろ住所や名称や電話番号でリンケージを図るというやり方しか今はございませんので、それをやるコストが必要なわけですね。そういった部分で、ただ、私どもとしても6次産業をやっていますので、今後、活用という方向でそこのリンケージを何とかやってやれないかというようなことも含めて書いたのが、その3番目のデータリンケージについて検討といったところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

確かに難しいということは重々承知ではあるのですが、そもそも、片や事業所と呼んでいて、片や農業経営体と呼んでいるところから、もう既に違っているというものですので、なかなか重複が起きないようにという形で整理するのは難しいのですが、ただ、一方で、先ほどから何度か御指摘がございますが、農業も、今のままの農業ではなくて、だんだん法人経営に近いものが出てきて発展していくものだと思いますので、将来的にはもうちょっと経済センサスと農業とをどういうふうにリンクしていくのかということをもっと真剣に考えていくべきなのかなとは思っております。

ほかに、経済センサスとの関係に関する検討ということで御意見等ございますか。

○納口専門委員 農林業センサスの対象にならないような事業体というか経済主体が、経済センサスで捉えられるのでしょうか。例えば販売組織であって生産を行っていないような事業体についてお聞きしています。今、農家のグループでそういう法人をつくったり、あるいは農業生産法人で、別に販売組織をつくったりしているケースが結構出てきています。そういった農業生産をやっていないような事業体は農林業センサスの対象にはなりません。そういったところは、むしろ経済センサスのほうで捕捉ができるのかなと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 少なくとも対象にはなりません。そこまではお答えができないかなと。

○金子総務省政策統括官付調査官 実は、生産をしていなくても、受委託のサービス事業体、これは農林業センサスの対象になります。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 でも、今おっしゃったのは、生産というか、販売をされるということですね。組織ですよ。

○納口専門委員 そうですね、最近では、例えば直売所とレストランをやっていると、そういったものがかなり増えてきています。名寄せとかリンクージュとかということが難しいかとは思いますが、もし経済センサスを利用してそういうところがとれれば、興味深いと思います。ただ、そこは慎重に検討していかないと難しいかということも一方で考えております。

○西郷部会長 どうぞ。

○金子総務省政策統括官付調査官 6次産業化との関係で言いますと、その前提として、加工とか直売の場合、自家生産物を使った事業ということになり、そこら辺を経済センサスで捉えることはなかなか難しい。外形的に、例えば法人化された直売所とか加工所とかという形であれば、これは、いわゆる一般的な加工とか製造業の一部とか、あるいは卸売・小売業の一部とかという形で捉えることができる可能性はありますけれども、ただそれが、6次産業化かどうかということまでは経済センサスではわからない。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに、何か経済センサスと農林業センサスとの関係について御意見等ございますか。

それでは、農林業センサスとしては農林業センサスとしての役割があるので、今の状態で経済センサスとの、例えばデータの位相であるとか、あるいは代替的な利用であるとか、そういうことを検討するには少し難しいというのが今の判断ではあると思います。将来的には、どういうふうに関係を考えていくのかというのは、検討の課題にはなろうかと思えます。

そういうわけで、もう25分も経過してしまって、そろそろ7時ということになりますので、本日の審議はこれまでということにいたします。

その都度、簡単にはまとめておりましたが、次回の部会への宿題という点では2点ございまして、1つは、他の業種からの資金の流入に関して、その他という部分が非常に大きな部分を占めているようだけれども、そこをもう少し、その質問項目をセンサスの中に入れるというところまで含めてもう一度御検討いただくということが1点と、もう一つ、DIDの移動の手段に関して、回答者のほうに交通手段を任意で選ばせるという形ではなく、もう少し一様性というか基準化した形でデータがとれるのではないかという御意見がございましたので、その点について御検討いただく、たしかこの2点が次回の部会への宿題ということであったと思います。

それでは、次回の部会に関しまして、金子調査官から、よろしく願いいたします。
○金子総務省政策統括官付調査官 次回の部会につきましては、今月30日火曜日の14時から、こちらの会議室で開催いたします。今回は最後の部会となりますので、答申案を御審議いただくということになります。ただ、大変申しわけないのですが、まだある程度審議事項が残っておりますので、とりあえず、残っている審議事項はペンディングということで、御審議いただいた事項について、一応答申案という形で、私どものほうで、まず部会長と御相談させていただきながら準備いたしまして、事前に皆様方にメールでお送りしたいと考えております。

したがいまして、次回の部会においては、積み残しとなっている部分を御審議いただかないと最終的な答申案はできないということでもありますので、その部分につきましては、次回に御審議いただいた後に、それを踏まえて、もう部会という形をとるのはなかなか難しくなると思います。大変申しわけないのですが、追加でさらに部会を開催するというのは非常に難しい状況でございますので、その点につき、御理解をいただければと思っております。

本日お配りしている資料につきましては、従来と同様、必要なもののみお持ち帰りいただければ、ほかのものは、また次回の部会に私どものほうで御準備いたします。

そういうことで、すみません、事務局の不手際で積み残しがまだ若干ございますが、ひとつよろしく願いいたします。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、非常に長い間、ありがとうございました。本日の部会審議はこれで終了とさせていただきます。